

高松市帳票（福祉保健系・幼稚園及び保育施設等）作成等業務委託契約書

高松市帳票（福祉保健系・幼稚園及び保育施設等）作成等業務委託について、高松市（以下「委託者」という。）と〇〇〇〇〇（以下「受託者」という。）との間に、次の条項により契約を締結した。

（目的）

第1条 委託者は受託者に対し、仕様書（仕様書、仕様書別紙及び質問回答書をいう。以下単に「仕様書」という。）に指定する業務（以下単に「業務」という。）を、この契約（この契約書と仕様書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）に基づき委託し、受託者はこれを受託する。

（総則）

第2条 委託者及び受託者は、仕様書に従い、法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

2 受託者は、業務を契約期間内に履行し、委託者は、その契約代金を支払うものとする。

3 この契約の履行に関し委託者と受託者との間で用いる計量単位は、計量法（平成4年法律第51号）に定めるところによるものとする。

4 この契約における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

（指示等及び協議の書面主義）

第3条 この契約書に定める指示、催告、請求、通知、報告、承諾、質問、回答及び解除（以下この条において「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、指示等の内容が軽微なものについては、口頭で行うことができる。

3 委託者及び受託者は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

（契約期間）

第4条 この契約の契約期間は、契約締結日から令和13年3月31日までとする。

（契約金額）

第5条 この契約の契約金額は、〇〇円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥〇〇-）とする。

2 前項の契約金額における年度毎の内訳は次のとおりとする。

	契約金額
令和8年度	円
令和9年度	円
令和10年度	円
令和11年度	円
令和12年度	円

（納品場所）

第6条 この契約における契約の目的物（仕様書に記載のとおり作成されるもの。以下「納品物」という。）の納品場所は、仕様書に記載のとおりとする。

(契約保証金)

第7条 契約保証金については、次に定めるところによる。

- (1) 受託者は、契約の締結時に、契約金額（長期継続契約の場合は、1年当たりの契約金額）の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代わるべき担保（高松市契約規則第23条第2項第1号に規定する同規則第8条第2項各号に掲げるもの）を提供しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りではない。
- (2) 契約保証金には利子を付さないものとする。
- (3) 受託者が契約上の義務を履行しないときは、契約保証金又はその納付に代えて提供した担保は、委託者に帰属する。

(受託者の義務)

第8条 受託者は、業務の履行に関して、全ての納品物が第三者の著作権、特許権その他の権利を侵害していないことを保証するよう努めること（委託者の責めに帰すべき事由により権利侵害となる場合を除く。）。

(権利義務の譲渡等)

第9条 受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 受託者は、業務を行う上で得られた記録等を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 3 受託者が完了部分に支払われる契約代金によってもなお業務の履行に必要な資金が不足することを疎明したときは、委託者は、特段の理由がある場合を除き、受託者の契約代金債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。
- 4 受託者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、契約代金債権の譲渡により得た資金をこの業務の履行以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を委託者に提出しなければならない。

(秘密の保持)

第10条 受託者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らし、又は他の目的に利用してはならない。契約期間の終了後又は第33条及び第35条から第40条までの規定により委託者若しくは受託者がこの契約を解除した後も、同様とする。

- 2 受託者は、委託者の承諾なく、この契約を履行する上で得られた図書等（業務を行う上で得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

(再委託の禁止)

第11条 受託者は、この契約に基づく委託業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、委託業務全体に大きな影響を及ぼさない補助的業務について、あらかじめ委託者の書面による承認を得た場合は、この限りでない。

- 2 受託者は、前項ただし書の規定により委託者に承諾を求めようとするときは、再委託の内容、それに含まれる情報、再委託先、再委託先に対する管理方法等を書面で委託者に提出しなければならない。

(検収及び引渡し)

第12条 受託者は、納品物を納入したときは、遅滞なく委託者に対して納品書を提出しなければならない。

- 2 委託者は、前項の納品書の提出を受けたときは、その日から10日以内

に委託者又は委託者が検収を行う者として定めた職員により、検収を行わなければならない。

3 受託者は、前項の検収に合格しないときは、遅滞なく取替えその他必要な措置を講じ、再検収を受けなければならない。この場合、再検収の期日については、同項の規定を準用する。

4 納品物の所有権は、第2項の検収に合格したときに、受託者から委託者に移転し、受託者は、同項の検収に合格したときは、遅滞なく当該納品物を委託者に引き渡さなければならない。

(契約不適合責任)

第13条 委託者は、引き渡された納品物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、受託者に対し、相当の期限を定めて、その修補、代替物の引渡し又は不足物の引渡しによる履行の追完を請求し、又は履行の追完に代え、若しくは履行の追完とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、受託者は、民法第562条第1項ただし書にかかわらず、委託者が請求した方法により履行の追完をしなければならない。

2 前項の規定による履行の追完又は損害賠償の請求は、委託者が納入を受けた日から起算して1年以内(以下「保証期間」という。)に、その旨を受託者に通知しないときは、委託者は、その契約不適合を理由として、これを行うことができない。ただし、受託者が納品物を納入する時に、その契約不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

3 契約不適合が受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、発注者は、受注者に対し、前2項の請求をすることができない。

4 前3項の規定は、第35条、第36条、第38条及び第39条による契約解除権の行使並びに第42条及び第43条による損害賠償請求を妨げるものではない。

(原始資料等の提供及び返還)

第14条 委託者は、受託者に対し業務遂行に必要な原始資料を無償で貸与、開示等を行い提供するものとする。

2 委託者は、受託者から業務の遂行に必要な原始資料以外の資料等の提出について申請があったときは、速やかにその是非を検討し、その結果を受託者に通知しなければならない。この場合において、提供可能なときは、委託者は、速やかに受託者に無償で貸与、開示等を行うものとする。

3 業務の遂行上不要となった原始資料その他の資料等があるときは、受託者は、遅滞なくこれを委託者に返還し、又は委託者の指示に従い処分するものとする。

(原始資料等の管理)

第15条 受託者は、委託者から提供された業務に係る原始資料その他の資料、情報等(以下この条において「原始資料等」という。)を施錠できる管理庫又は施錠、入退去管理の可能な管理室に格納する等適正に管理しなければならない。

2 原始資料等は、業務以外の用途に使用してはならない。

3 受託者は、委託者から提供された原始資料等について、委託者の書面による事前の承諾がない限り、これらを複製し、又は業務の作業場所から持ち出してはならない。

(作業場所)

第16条 受託者は、機密保持又は業務遂行上の必要から、委託者の事務所

内で作業を行う必要があるときは、委託者にその所有する作業場所の使用を要請することができるものとする。

2 委託者は、前項の規定による要請があった場合において、その必要があると認めるときは、使用上の条件を明示し、有償又は無償により貸与し、又は提供することができるものとする。

3 受託者の使用人は、委託者の事務所内で業務を遂行する場合は、受託者の社名入りネームプレートを着用しなければならない。

(業務責任者)

第17条 受託者は、この契約の締結後速やかに、業務を円滑に遂行するため、業務の履行に関する連絡及び確認を行う業務責任者を定め、書面をもって委託者に通知するものとする。通知した事項を変更する場合も、同様とする。

2 業務責任者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うほか、契約金額の変更、契約期間の変更、契約代金の請求及び受領、次条第1項の請求の受理、同条第2項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受託者の一切の権限を行使することができる。

3 受託者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち、業務責任者に委任せず、自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を委託者に通知しなければならない。

(業務責任者等に対する措置請求)

第18条 委託者は、業務責任者、受託者の使用人又は第11条第1項の規定により受託者から業務を委任された者がその業務の実施につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 受託者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に委託者に通知しなければならない。

(履行報告)

第19条 受託者は、仕様書の定めるところにより、この契約の履行状況について委託者に報告しなければならない。

(目的外使用の禁止)

第20条 受託者は、この契約の履行に必要な業務の内容を他の用途に使用してはならない。

(個人情報保護)

第21条 受託者は、この契約による業務を処理するため個人情報を扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(事故等の報告)

第22条 受託者は、事故等の発生により契約の履行に障害を生じ、又は生じる恐れがあると認められるときは、直ちに理由を付して委託者に報告しなければならない。

(納品日の延長等)

第23条 受託者は、納品物を仕様書に規定する納品日までに納品することができない事由が生じたときは、速やかにその旨を委託者に報告しなければならない。

2 委託者は、前項の規定による報告があった場合において、その事由が受託者の責めに帰すことができないものであると認めるときは、相当と認める日数の延長を認めることができる。

(履行遅延の違約金)

第24条 受託者の責めにより契約期間中に納品物を納品することができ

ない場合は、委託者は受託者から遅延損害金を徴し、相当と認める日数を延長することができる。

- 2 前項の遅延損害金の額は、未納部分の契約代金に対して延長日数に応じ年3.0%の割合を乗じて算出した額とする。この場合において、算出した額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。  
(危険負担等)

第25条 第12条第4項の規定による納品物の引渡し前に生じた損害(第三者に及ぼした損害及び天災その他不可抗力による損害を含む。)は、受託者が負担するものとする。ただし、委託者の責めに帰すべき事由又は委託者、受託者双方の責めに帰することができない事由による場合には、この限りでない。

- 2 委託者、受託者双方の責めに帰することができない事由により、第12条第4項の規定により所有権が移転する前に納品物が滅失し、又は損傷した場合には、委託者は契約を解除することができる。

(仕様書と業務内容が一致しない場合の履行責任)

第26条 受託者は、業務の内容が仕様書又は委託者の指示若しくは委託者と受託者との協議の内容に適合しない場合において、委託者がその履行を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が委託者の指示によるときその他委託者の責めに帰すべき事由によるときは、委託者は、必要があると認められるときは契約期間若しくは契約金額を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(著作権の譲渡等)

第27条 納品物の著作権等の取扱いは、次に定めるところによる。

- (1) 著作権法(昭和45年法律第48号)第21条(複製権)、第27条(翻訳権、翻案権等)及び第28条(二次的著作物の利用に関する原作者の権利)に規定する権利は、委託者に帰属するものとし、委託者は、その権利を受託者に無償で許諾するものとする。  
(2) 委託者は、著作権法第20条(同一性保持権)第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために、納品物を改変することができるものとする。  
(3) 受託者は、委託者の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条(公表権)及び第19条(氏名表示権)を行使することができない。

- 2 前項の規定にかかわらず、受託者が納品物の作成のために適用する関連資料及び納品物についての著作権等については、委託者に帰属するものとする。この場合において、委託者は、受託者に対し受託者が納品物を使用するために必要な範囲内で著作権法に基づく利用を無償で許諾するものとする。

(仕様書等の変更)

第28条 委託者は、必要があると認めるときは、仕様書又は業務に関する指示(以下この条において「仕様書等」という。)の変更内容を受託者に通知して、仕様書等を変更することができる。この場合において、委託者は、必要があると認められるときは契約期間若しくは契約金額を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務の中止)

第29条 委託者は、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受託者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

- 2 委託者は、前項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは契約期間若しくは契約金額を変更し、又は受託者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき、若しくは受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(一般的損害)

- 第30条 契約期間中に、業務を行うにつき生じた損害(次条第1項及び第2項に規定する損害を除く。)については、受託者がその費用を負担する。ただし、その損害のうち委託者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、委託者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

- 第31条 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受託者がその賠償額を負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額(受託者が保険に加入している場合は、その保険により填補された部分を除く。)のうち、委託者の指示、その他委託者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、委託者がその賠償額を負担する。ただし、受託者が、委託者の指示等が不相当であること等委託者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを委託者に通知しなかったときは、この限りでない。

- 3 前2項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、委託者及び受託者は、協力してその処理解決に当たるものとする。

(契約代金の支払)

- 第32条 受託者は、業務の一部又は全部を完了したときは、第19条の規定により委託者に報告し、委託者による履行状況の確認を受けなければならない。

- 2 受託者は、前項の確認を受けた後、契約代金の支払を請求することができる。

- 3 委託者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に契約代金を支払わなければならない。

(委託者の任意解除権)

- 第33条 委託者は、業務が完了するまでの間は、第35条又は第36条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

- 2 委託者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受託者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(不当要求行為を受けた場合の措置)

- 第34条 受託者は、この契約の履行に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 暴力団等から不当要求行為を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに委託者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

(2) 暴力団等から不当要求行為による被害を受けた場合は、速やかに委託者に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。

(3) この契約について下請業者又は再委託業者がある場合においては、当該業者が暴力団等から不当要求行為を受け、又は不当要求行為による被害を受けた場合は、受託者に報告するよう当該業者を指導し、その報告を受けたときは、委託者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に掲げるところによる。

(1) 暴力団等 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号及び第36条第9号及び第11号において同じ。)、暴力団関係者(暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号及び第36条第9号において同じ。))又は暴力団員以外の者で、暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同法第2条第1号に規定する暴力的不法行為等を行うもの若しくは暴力団に資金等を供給すること等によりその組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与するものをいう。第36条第11号において同じ。)その他不当要求行為を行う全ての者をいう。

(2) 不当要求行為 不当又は違法な要求その他この契約の適正な履行を妨げる一切の不当又は違法な行為をいう。

(委託者の催告による解除権)

第35条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 第9条第4項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。

(2) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

(3) 契約期間内に完了しないとき又は契約期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。

(4) 業務責任者を配置しなかったとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(委託者の催告によらない解除権)

第36条 委託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 受託者が第9条第1項の規定に違反し、契約代金債権を譲渡したとき。

(2) 受託者が第9条第4項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該業務の履行以外に使用したとき。

(3) 受託者がこの業務を完了させることができないことが明らかであるとき。

(4) この納品物に契約不適合があるとき。

(5) 受託者がこの業務の完了の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(6) 受託者の債務の一部の履行が不能である場合又は受託者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(7) 業務の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその時期を経過したとき。

(8) 前各号に掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行をせず、委託者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

- (9) 受託者が暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者に契約代金債権を譲渡したとき。
- (10) 受託者が第38条又は第39条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (11) 受託者が、次のいずれかに該当するとき。
- ア 代表一般役員等（受託者の代表役員等（受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合には代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。）をいう。以下このアにおいて同じ。））、一般役員等（法人の役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所（常時業務等の委託契約を締結する事務所をいう。）を代表する者（代表役員等に含まれる場合を除く。）をいう。）又は経営に事実上参加している者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団関係者であると認められるとき。
- イ 代表一般役員等が、業務に関し、自社、自己若しくは第三者の不正な財産上の利益を図るため又は第三者に債務の履行を強要し、若しくは損害を加えるため、暴力団又は暴力団関係者を利用したと認められるとき。
- ウ 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して、名目のいかんを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を与え、又は便宜を供与したと認められるとき。
- エ 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- オ 再委託契約又は資材等の購入契約（以下「再委託契約等」という。）を締結する場合等において、その相手方がアからエまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、再委託契約等を締結する等当該者を利用したと認められるとき。
- カ アからエまでのいずれかに該当する者と再委託契約等を締結する等当該者を利用していた場合（オに該当する場合を除く。）において、委託者が当該再委託契約等を解除する等当該者を利用しないよう求めたにもかかわらず、これに従わなかったとき。
- キ この契約に関し、受託者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下この号において「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受託者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受託者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下この号において「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
- ク この契約に関し、納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受託者又は受託者が構成事業者である事業者団体（以下このク及びケにおいて「受託者等」という。）に対して行われたときは、受託者等に対する命令で確定したものをいい、受託者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。ケにおいて「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- ケ この契約に関し、納付命令又は排除措置命令により、受託者等に独

占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受託者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

コ この契約に関し、受託者（法人にあっては、その役員及び使用人を含む。サにおいて同じ。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

サ この契約に関し、受託者の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

（委託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第37条 委託者は、第35条各号又は前条各号に定める場合が委託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（受託者の催告による解除権）

第38条 受託者は、委託者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受託者の催告によらない解除権）

第39条 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第28条の規定により仕様書を変更したため契約金額が3分の2以上減少したとき。

(2) 第29条第1項の規定による業務の中止が契約期間の10分の5（契約期間の10分の5が6月を超えるとときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が契約の履行の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の契約の履行が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

（受託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第40条 第38条又は前条各号に定める場合が受託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受託者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（解除に伴う措置）

第41条 委託者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、業務の一部が完了し、かつ、可分のものであり、当該部分についてこの契約の目的を達成することができるものと認められるときにおける当該完了部分については、第32条中「業務」とあるのは「完了部分に係る業務」と、「契約代金」とあるのは「完了部分に係る契約代金」と読み替えて、同条の規定を準用する。

2 業務の完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については委託者及び受託者が、民法の規定に従い協議して定める。

（委託者の損害賠償請求等）

第42条 委託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 受託者が契約期間内に業務を完了することができないとき。
  - (2) この納品物に契約不適合があるとき。
  - (3) 第35条又は第36条の規定により、この契約が解除されたとき。
  - (4) 前3号に掲げる場合のほか、受託者が債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受託者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 第35条又は第36条の規定により業務の完了前にこの契約が解除されたとき。
  - (2) 業務の完了前に、受託者がその債務の履行を拒否し、又は受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
  - (2) 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
  - (3) 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第1号に該当し、委託者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、契約金額の額につき、遅延日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額とする。
- 第43条 受託者は、第36条第11号キからコまでのいずれかに該当するに至ったときは、委託者がこの契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を委託者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 2 前項の規定は、委託者が第32条第1項の確認をした後においても適用があるものとする。
- 3 前2項の規定は、委託者に生じた損害の額が第1項に規定する賠償金の額を超える場合においては、委託者がその超過額につき賠償を請求することを妨げるものではない。  
（受託者の損害賠償請求等）
- 第44条 受託者は、委託者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に該当する場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして委託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。
- (1) 第38条又は第39条の規定によりこの契約が解除されたとき。
  - (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 第32条第3項の規定による契約代金の支払が遅れた場合においては、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を委託者に請求することができる。

(契約不適合責任期間等)

- 第45条 委託者は、引き渡された納品物に関し、第12条第4項の規定による引渡し（以下この条において「引渡し」という。）を受けた場合において、契約不適合（数量に関する契約不適合を除く。）であることを知った日から1年以内にその旨を受託者に通知しないときは、委託者は、その契約不適合を理由とした履行の追完の請求、代金の減額の請求、契約の解除又は損害賠償の請求（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。
- 2 委託者は、請求等を行うときは、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受託者に契約不適合についての責任を問う意思を明確に告げることで行う。
  - 3 委託者が第1項に規定する請求等が可能な期間（以下この項及び第6項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受託者に通知した場合において、委託者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
  - 4 委託者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の理由となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
  - 5 前各項の規定は、契約不適合が受託者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受託者の責任については、民法の定めるところによる。
  - 6 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
  - 7 委託者は、納品物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受託者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受託者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
  - 8 委託者は、引き渡された納品物の契約不適合が委託者の指示により生じたものであるときは、当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受託者がその指示が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。
- 第46条 受託者がこの契約に基づく賠償金又は違約金を委託者の指定する期間内に支払わないときは、委託者は、その支払わない額に委託者の指定する期間を経過した日から契約代金の支払の日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した利息を付した額と、委託者の支払うべき契約代金とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。
- 2 前項の規定による追徴をする場合には、委託者は、受託者から遅延日数につき年3.0パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。
- (運搬責任)
- 第47条 本件業務に係る支給用品、貸与品、資料及び納品物の運搬は、受託者の責任で行うものとし、その経費は、受託者の負担とする。
- (合意管轄)
- 第48条 この契約に関し、訴訟の必要が生じた場合には、委託者の本庁所在地を管轄する裁判所を専属管轄裁判所とする。
- (補則)
- 第49条 この契約に関して疑義が生じたときは、委託者、受託者信義誠実の原則に従い、協議し、解決を図るものとする。

(案)

この契約を証するため、本書2通を作成し、委託者、受託者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

委託者 香川県高松市番町一丁目8番15号

高松市長 大 西 秀 人

受託者

別記

## 個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって取り扱うこととなる個人情報（以下「個人情報」という。）については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）及び高松市（以下「委託者」という。）の定める高松市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年高松市条例第37号）その他関係法令並びに高松市情報セキュリティポリシー及び本個人情報取扱特記事項（以下「本特記事項」という。）を遵守し、適正に取り扱わなければならない。

(責任体制の整備)

第2条 受託者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(作業責任者等の届出等)

第3条 受託者は、個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を定め、書面により委託者に届け出なければならない。

2 受託者は、作業責任者又は作業従事者を変更する場合は、事前に書面により委託者に届け出なければならない。

3 作業責任者は、本特記事項に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。

4 作業従事者は、作業責任者の指示に従い、本特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(作業場所の特定等)

第4条 受託者は、個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、この契約による業務の着手前に書面により委託者に届け出なければならない。

2 受託者は、作業場所を変更する場合は、事前に書面により委託者に届け出なければならない。

3 受託者は、委託者の事務所に作業場所を設置する場合は、作業責任者及び作業従事者に受託者が発行する身分証明書を常時携帯させ、事業者名及び氏名が分かるようにしなければならない。

(教育及び研修の実施)

第5条 受託者は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、本特記事項における作業責任者及び作業従事者が遵守すべき事項その他この契約による業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、作業責任者及び作業従事者に対して実施しなければならない。

2 受託者は、前項の教育及び研修を実施するに当たり、実施計画を策定し、実施体制を確立しなければならない。

(秘密の保持)

第6条 受託者は、この契約による業務を処理する上で、直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は契約解除された後も同様とする。

2 前項について、受託者は、在職中及び退職後においても同様であることを作業責任者及び作業従事者に周知しなければならない。

(個人情報の受領)

第7条 受託者は、委託者から個人情報を受領する場合は、委託者が指定した手段、日時及び場所で行うものとし、委託者に個人情報の預り証を提出しな

なければならない。

(再委託)

第8条 受託者は、個人情報自ら取り扱うものとし、個人情報を取り扱う業務の全部又は一部を第三者（委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。ただし、次項の委託者の承認を得た場合は、この限りでない。

2 受託者は、やむを得ない理由により、この契約による業務の一部を再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う個人情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに個人情報の取扱い状況についての再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、再委託をする前に、書面により再委託する旨を委託者に申請しなければならない。

3 前項の承認を得た場合においては、受託者は委託者に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

4 受託者は、第2項の承認を得て再委託する場合は、再委託先との契約において、個人情報の取扱状況についての再委託先に対する管理及び監督の方法について具体的に定め、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、委託者の求めに応じて、当該管理及び監督の状況を委託者に対して報告しなければならない。

5 前項に規定する場合における個人情報の取扱いについては、本特記事項の規定を準用する。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第9条 受託者は、この契約による業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、当該正社員以外の労働者にこの契約及び本特記事項に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 受託者は、委託者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(個人情報の管理)

第10条 受託者は、個人情報を保持している間は、次の各号の定めるところにより、当該個人情報の管理を行わなければならない。

(1) 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理が可能な保管室で厳重に個人情報を保管すること。

(2) 個人情報を管理するための台帳を整備し、個人情報の利用者、保管場所その他の個人情報の取扱いの状況を当該台帳に記録すること。

(3) 個人情報の紛失、漏えい、改ざん、破損その他の事故（以下「個人情報の漏えい等の事故」という。）を防ぎ、機密性、完全性及び可用性の維持に責任を負うこと。

(4) 委託者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出さないこと。

(5) 個人情報を電磁的記録として保管する場合は、当該個人情報が記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録された情報の正確性について、定期的に点検すること。

(6) 個人情報を電磁的記録として持ち出す場合は、暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。

(7) 委託者の指示又は承諾がある場合を除き、個人情報が記録された資料を複製し、又は複製しないこと。

(8) 作業場所の変更等に伴い、個人情報を移送する場合は、移送時の体制を明確にすること。

(9) 作業場所に、私用電子計算組織、私用外部記録媒体その他の私用物を持ち込んで、個人情報を取り扱う作業を行わせないこと。

(10) 個人情報を取り扱う電子計算組織に、個人情報の漏えい等の事故の発生につながるおそれがあるアプリケーションをインストールしないこと。

(収集の制限)

第11条 受託者は、この契約による業務を処理するために個人情報を収集する場合は、その目的を明確にし、当該業務を処理するために必要な範囲内で、適法かつ公正な方法により収集しなければならない。

2 受託者は、前項の規定により個人情報を収集する場合は、本人から直接収集するものとする。ただし、本人の同意を得た場合又は委託者の承諾がある場合は、この限りでない。

(個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第12条 受託者は、委託者の指示又は承諾がある場合を除き、個人情報をこの契約による業務の処理以外の目的で利用し、又は第三者に提供してはならない。

(個人情報の返還又は廃棄)

第13条 受託者は、この契約が終了し、又は契約が解除された場合は、委託者の指定した方法により、個人情報を返還し、消去又は廃棄しなければならない。

2 受託者は、個人情報の消去又は廃棄に際し委託者から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

3 受託者は、第1項の規定により個人情報を廃棄する場合は、当該情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。

4 受託者は、個人情報の消去又は廃棄を行った後、消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録し、書面により委託者に対して報告しなければならない。

(定期報告及び緊急時報告)

第14条 受託者は、委託者から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

2 受託者は、個人情報の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時における報告の手順を定めなければならない。

(監査及び実地検査)

第15条 委託者は、個人情報の取扱いについて、この契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうかの検証及び確認をするため、受託者及び再委託先に対して、監査又は実地検査(以下「監査等」という。)を行うことができる。

2 受託者は、委託者が前項の目的を達するため、受託者に対して必要な情報を求め、又は本委託業務の処理に関して必要な指示を行った場合は、これに応じなければならない。

3 委託者は、監査等の結果、個人情報の不適切な取扱いがあった場合は、受託者に対して改善を要請できるものとする。

(事故発生時等の対応)

第16条 受託者は、本委託業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに委託者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況その他必要な事項を書面により報告し、委託者の指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後も、同様とする。

- 2 受託者は、個人情報漏えい等の事故が発生した場合に備え、委託者その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧及び再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。
- 3 委託者は、個人情報漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該個人情報漏えい等の事故に関する情報を公表することがある。この場合において、受託者は、委託者が受託者から報告を受けた内容を公表することに同意するものとする。

(契約解除)

第17条 委託者は、受託者が本特記事項に定める義務を履行しない場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- 2 受託者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合において、委託者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第18条 受託者の故意又は過失によるものか否かを問わず、受託者が本特記事項の内容に違反し、又は本特記事項に定める義務の履行を怠ったことにより、委託者又は第三者に損害を与えたときは、受託者は、委託者に対して、その損害を賠償しなければならない。

(第3条関係)

年 月 日

(宛先) 高松市長

受託者 住 所  
事業者名  
代表者名 印  
電話番号

個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者に関する届  
(新規/変更 ( 年 月 日))

に係る作業責任者及び作業従事者について、次の  
とおり届けます。

1 作業責任者

所属部署	役 職	氏 名 (変更前)

2 作業従事者\_\_名

所属部署	役 職	氏 名 (変更前)

※ 変更の届出の際は、氏名欄に ( ) を追加し変更前の作業責任者等の氏名を記載してください。

(案)

(第4条関係)

年 月 日

(宛先) 高松市長

受託者 住 所  
事業者名  
代表者名 印  
電話番号

個人情報を取扱う場所に関する届

(新規/変更 ( 年 月 日))

に係る作業場所について、次のとおり届けます。

所在地番・建物の名称等 (変更前)	作業の内容 (変更前)

※ 変更の届出の際は、( )を追加し変更前の状況をそれぞれ記載してください。

(案)

(第7条関係)

年 月 日

(宛先) 高松市長

受託者 住 所  
事業者名  
代表者名 印  
電話番号

個人情報預り証

に係る個人情報を次のとおり受領いたします。

<p>個人情報の内容 ※媒体名・数量・資料 名・情報の詳細等</p>	
--	--

(案)

(第8条関係)

年 月 日

(宛先) 高松市長

受託者 住 所  
事業者名  
代表者名 印  
電話番号

再委託承認申請書

に係る業務の一部を他の事業者へ委託したいので、  
次のとおり申請します。

委託先住所及び名称等	【住所】 【事業者名】 【代表者名】
委託する理由	
委託して処理する内容	
委託先が取り扱う個人情報	
委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに委託先に対する管理及び監督の方法	

(案)

(第13条関係)

年 月 日

(宛先) 高松市長

受託者 住 所  
事業者名  
代表者名 印  
電話番号

個人情報の消去又は廃棄の完了報告書 (消去／廃棄)

に係る個人情報の消去又は廃棄を完了しましたので、次のとおり報告します。

消去又は廃棄の内容	<b>【対象の個人情報】</b>  <b>【方法】</b>
消去又は廃棄を行った日時	
作業担当者名	

(案)

(第16条関係)

年 月 日

(宛先) 高松市長

受託者 住 所  
事業者名  
代表者名  
電話番号

事故報告書

について、個人情報の漏えい等の事故が（発生しました／発生するおそれがあります）ので、次のとおり報告します。

発生日時	年 月 日 時 分
発生場所	
発生状況	
対象個人情報の内容 及び件数	